

西尾市受援計画・業務継続計画（BCP）強化・改善業務
仕様書

1 件名

西尾市受援計画・業務継続計画（BCP）強化・改善業務

2 業務の目的

南海トラフ巨大地震においては、広範囲にわたる強い揺れや津波の発生が予測されており、本市においても、全壊・焼失棟数約 15,000 棟、避難者数約 70,000 人、死者約 1,800 人に及ぶ甚大な被害が想定されている。

こうした大規模災害が発生した場合、市役所庁舎や職員自身の被災、災害対応業務の急激な増大等により、人的資源及び物的資源が不足し、行政機能が低下する事態が想定される。

そのような状況下においても、市民の生命、身体及び財産を守り、市民生活への影響を最小限に抑えるためには、他の自治体や関係機関からの応援職員及び支援物資など、外部からの人的・物的支援を円滑に受け入れる受援体制を平時から構築するとともに、限られた人員及び資源の下で全ての業務を継続することは困難であることを前提とし、優先順位をあらかじめ整理しておく業務継続体制を構築することが不可欠である。

本市では、これまでに受援マニュアル及び業務継続計画（BCP）を策定してきたが、能登半島地震をはじめとする近年の災害対応の教訓を踏まえると、計画の実効性、全庁的な浸透及び継続的改善の仕組みについて課題がある。

本業務は、これらの課題を踏まえ、受援計画の策定及び業務継続計画（BCP）の改定を行うとともに、計画の策定及び改定自体を目的とするのではなく、災害対応業務が全庁の職員一人ひとりの責任に基づき実施されるものであることを踏まえ、職員が自らの役割を理解し、主体的に行動できる体制を構築することを目的とする。

さらに、受援計画及び業務継続計画（BCP）に基づく訓練を継続的に実施し、その結果を計画の改定及び改善に反映する仕組みを構築することで、実際の災害時に機能する受援体制及び業務継続体制の確立を目指すものである。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 業務の全体構成

本業務は、原則として以下の構成により実施するものとし、具体的な進め方及び手法については、受託者の専門的知見を活かした提案を求めるものとする。

(1) 令和8年度

現行の受援マニュアルを整理し、業務継続計画（BCP）との整合を見据えた受援計画を策定する。加えて、庁内の理解形成及び受援体制の検証・具体化を実施する。

(2) 令和9年度

令和8年度の成果を踏まえ、業務継続体制の検証及び再構築を実施するとともに、業務継続計画（BCP）の改定を行う。加えて、受援計画及び業務継続計画（BCP）の実効性を高めるための検証及び継続的改善の仕組みを構築する。

5 令和8年度業務内容

(1) 近年の災害対応事例及び知見の整理

能登半島地震をはじめとする近年の大規模災害において、自治体が直面した問題及び講じられた対応について整理する。

特に、本市の被害想定を踏まえ、初動期から応急・復旧期にかけた応援職員の受入れ体制及び業務継続体制の課題に着目し、受援計画の策定及び業務継続計画（BCP）の改定に活用すべき知見を整理する。

(2) 受援マニュアル及び業務継続計画（BCP）の関係整理

現行の受援マニュアル及び業務継続計画（BCP）の関係性を整理し、災害対応の各段階において両計画がどのように連動すべきかを明確化する。

(3) 現行計画の課題（弱部）の整理

現行の受援マニュアル及び業務継続計画（BCP）について、本市の地域特性及び国及び愛知県が示す指針・ガイドライン等を踏まえ、見直しを要する事項を整理する。

あわせて、(1) 及び (2) の結果を踏まえ、災害時における受援体制・業務継続体制上の課題（弱部）を把握し、受援計画及び業務継続計画（BCP）の強化に向けた方向性を整理する。

(4) 受援体制に関する研修の企画立案及び実施

受援計画の策定に着手するにあたり、職員を対象とした研修を企画立案し、実施する。研修は、近年の災害対応事例及び他自治体の取組を踏まえ、受援の必要性及び応援職員の受入れから業務引継ぎに至る受援体制の考え方について職員の理解を深め、各課が計画の策定に向け主体的に取り組むことができるよう工夫する。

(5) 受援計画策定に向けた支援

受援計画の策定に向け、各課が職員の被災状況や業務量の増大を前提とした受援を要する業務及び受援体制の考え方について、主体的に整理できるよう支援する。

なお、整理にあたっては、必要に応じて適切な様式又は支援ツールを活用する。

(6) 主要受援業務に関する受援体制の具体化

受援が特に必要となる代表的な業務を対象として、応援要請から受入れ、配置及び業務引継ぎに至る一連の流れを整理する。あわせて、関係課及び担当者の役割分担並びに実施手順を整理し、実際の災害時に運用可能な受援体制を具体化する。

具体化した受援業務は、受援計画に反映するとともに、運用時に活用可能な資料として取りまとめる。

(7) 受援計画の策定

前各項を踏まえ、本市の実情及び被害想定に即した受援計画を策定する。計画は、実際の災害時において運用可能な内容となるよう整理するとともに、業務継続計画（BCP）との整合を確保する。

6 令和9年度業務内容

(1) 業務継続体制に関する庁内理解の形成及び業務継続計画（BCP）の整理

令和8年度に策定した受援計画及びその検討結果を踏まえ、各課が災害時に継続すべき業務及び縮小又は停止する業務を整理できるよう支援する。その際、災害時において全ての業務を継続することは困難であることを前提とし、停止又は縮小の判断を含めた優先順位付けの考え方について、研修等を通じて職員の理解を促し、庁内の共通理解を形成する。

(2) 業務継続計画（BCP）の改定

前項の整理結果を踏まえ、課題及び改善事項を反映した業務継続計画（BCP）改定案を作成する。

改定にあたっては、受援計画との整合を確保し、実際の災害時に運用可能な内容となるよう構成を整理する。

(3) 図上訓練等による実効性の検証

改定した業務継続計画（BCP）及び受援計画の実効性を確認するため、図上訓練等を通じて検証を行う。

訓練においては、業務停止・縮小の判断の妥当性、受援との接続、体制上の課題等を確認し、必要な改善事項を整理する。

(4) 継続的改善アクションプランの策定

受援計画及び業務継続計画（BCP）を策定して終わることなく、継続的に点検及び見直しが行われるよう、訓練の実施、課題の整理及び計画への反映を含めた改善のためのアクションプランを策定する。

なお、アクションプランは、継続的な運用を前提とした実効性のある内容とする。

7 打ち合わせ・協議

(1) 市との協議

本業務の実施にあたっては、市と十分に協議の上、進めるものとする。

(2) 打合せの実施

受託者は、本業務の円滑な遂行を図るため、業務着手時及び成果品提出時に打合せを実施するものとする。また、業務の進捗状況に応じて、必要な中間打合せを適宜実施し、その都度、協議録を作成し、市と十分な情報共有及び意思疎通を図るものとする。

8 成果物

(1) 令和8年度

ア 成果報告書 2部（A4版、簡易製本）

イ 受援計画最終版 2部（A4版、簡易製本）

ウ 令和8年度業務で作成した資料一式（Word及びPDF） 1式

(2) 令和9年度

- ア 成果報告書 2部 (A4版、簡易製本)
- イ 業務継続計画 (BCP) 最終版 2部 (A4版、簡易製本)
- ウ 継続的改善アクションプラン (様式含む) 2部 (A4版、簡易製本)
- エ 令和9年度業務で作成した資料一式 (Word及びPDF) 1式

9 その他留意事項

(1) 庁内調整及び各課の負担軽減への配慮

本業務は全庁的な取組であることから、各課の通常業務への影響に配慮し、必要に応じて資料様式の工夫や調査方法の簡素化等を行うなど、各課の負担軽減に努めるものとする。

(2) 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、関係法令、指針及びガイドライン等を遵守するものとする。

(3) 再委託の制限

本業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ市の承認を得るものとする。

(4) 情報の適正管理

業務の実施にあたり知り得た情報については、適切に管理し、本業務の目的以外に使用してはならない。

(5) 疑義の取扱い

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、市と受託者が協議の上、定めるものとする。